

米軍再編の進捗状況について

令和3年4月

防衛省 地方協力局

沖縄における米軍施設・区域の現状

(2021 (令和3年) 1月1日時点)

- 沖縄県には、**31**の米軍専用施設・区域が存在。
- また、沖縄県民の約8割 (約120万人)*の方が生活している沖縄本島中南部の人口密集地には普天間飛行場などの**16**の米軍専用施設・区域が存在

※沖縄県統計資料の推計人口

凡例

| | |
|-------|--------|
| 在日米陸軍 | 在日米海軍 |
| 在日米空軍 | 在日米海兵隊 |

嘉手納飛行場

【第18航空団】

- ・ F-15戦闘機
- ・ KC-135空中給油機
- ・ HH-60ヘリ
- ・ E-3早期警戒管制機 など

【沖縄艦隊基地隊】 【対潜哨戒機中隊】

- ・ P-3C対潜哨戒機
- ・ P-8A哨戒機 など

【第1-1防空砲兵大隊】

- ・ ペトリオットPAC-3

トリイ通信施設

【第10支援群】

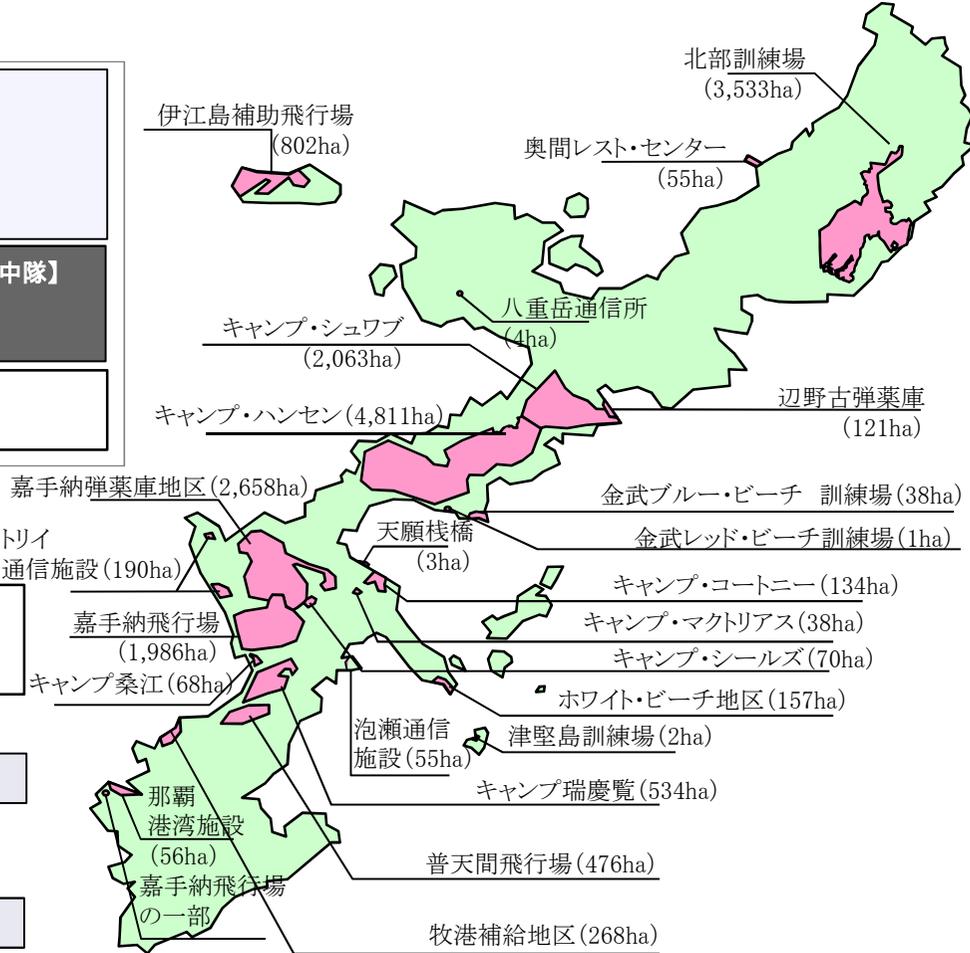
【第1特殊部隊群 (空挺) 第1大隊】

キャンプ瑞慶覧

【第1海兵航空団司令部】

牧港補給地区

【第3海兵後方支援群司令部】



キャンブ・シュワブ

【第4海兵連隊 (歩兵)】

キャンブ・ハンセン

【第12海兵連隊 (砲兵)】

【第31海兵機動展開隊司令部】

キャンブ・コートニー

【第3海兵機動展開部隊司令部】

【第3海兵師団司令部】

ホワイト・ビーチ

- ・ 港湾施設
- ・ 貯油施設

普天間飛行場

【第36海兵航空群】

- ・ CH-53ヘリ
- ・ AH-1ヘリ
- ・ UH-1ヘリ
- ・ MV-22オスプレイ など

※ 在日米軍ホームページなどをもとに作成

米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けたこれまでの取組

いわゆる「23事案」

- 1990（平成2）年、日米両政府は、地元の要望の強い事案を中心に、23事案の土地の返還手続を進めることについて合意。一部を除き、合意された全ての施設・区域が返還済み。

| 未返還の施設名 | 未返還の面積 |
|--------------|--------|
| キャンプ桑江（一部）※ | 約0.5ha |
| 嘉手納弾薬庫地区（一部） | 約43ha |

※ SACO最終報告に引き継ぎ

沖縄に関する特別行動委員会(SACO※)最終報告

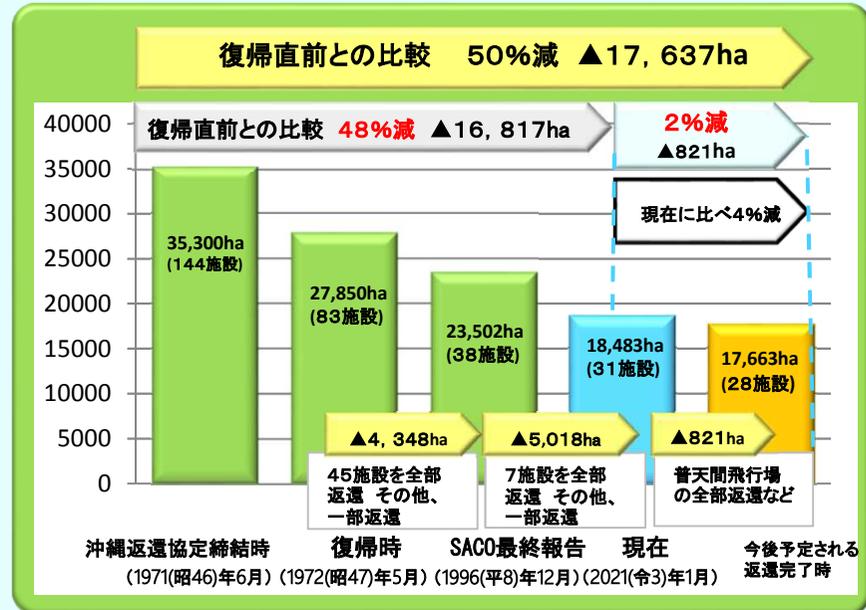
- 1996（平成8）年、日米両政府は沖縄県の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」最終報告を取りまとめ、11件の土地の返還について日米で合意。在日米軍再編に引き継がれた一部を除き、合意された全ての施設・区域が返還済み。

| <返還済み> | <在日米軍再編へ> |
|------------------------------------|------------------|
| ・北部訓練場(過半の返還):2016(H28).12、約4000ha | ・普天間飛行場 |
| ・安波訓練場(全面返還※):1998(H10).12、約480ha | ・牧港補給地区 |
| ・ギンバル訓練場(全面返還):2011(H23).7、約60ha | ・那覇港湾施設 |
| ・楚辺通信所(全面返還):2006(H18).12、約53ha | ・キャンプ桑江 |
| ・読谷補助飛行場(全面返還):2006(H18).12、約191ha | ・住宅統合 |
| ・瀬名波通信施設(部分返還):2006(H18).9、約61ha | (キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江) |

在日米軍再編 ※ 共同使用の解除

- 2006（平成18）年、SACOの取組に加えて、日米両政府は、抑止力の維持を図りつつ、地元の負担軽減を進めるため、土地の返還や部隊配置の見直しを含む在日米軍再編の施策を実施する「再編の実施のための日米ロードマップ」を取りまとめ。

沖縄県における米軍専用施設の面積推移 ～過去 → 現在 → 今後～



- 注1： 現在に至るまでの面積は、その時点の実績
- 注2： 今後予定される返還完了時の面積は、既に計画された返還が実行された場合の数値（2021（令和3）年1月現在）
- 注3： 今後予定される返還が完了した場合、全国の米軍専用施設に対する沖縄県所在の米軍専用施設の割合は、2021（令和3）年1月1日時点の70.3%から69.3%となる見込み。
- 注4： 計数は四捨五入によるため符合しないことがある

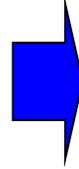
※ SACO : Special Action Committee on Okinawa

SACO最終報告の概要・進捗状況等

経緯

- ・ 1995(平成7)年に起きた不幸な事件
- ・ 沖縄県知事の駐留軍用地特措法に基づく署名・押印の拒否

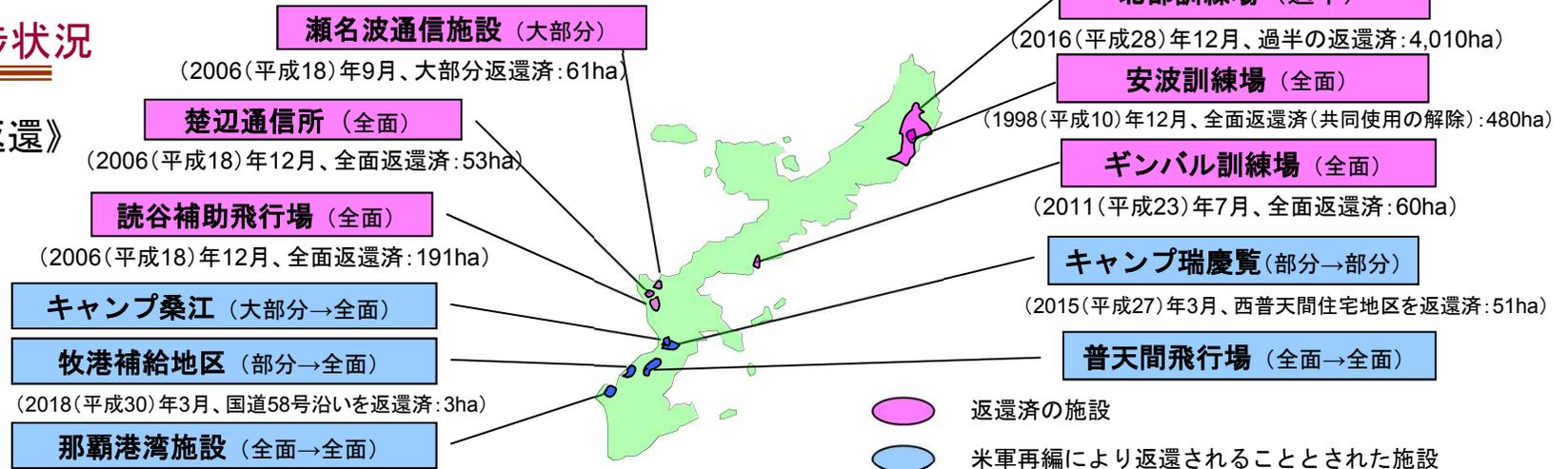
世論の関心が高揚



- ・ 1996(平成8)年12月、日米間において、いわゆるSACO最終報告承認

主な進捗状況

《土地の返還》



《騒音軽減イニシアティブの実施》

- ・ 嘉手納飛行場における遮音壁の設置(2000(平成12)年7月、米軍へ提供済)
- ・ 嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転(2017(平成29)年1月、移駐完了)
- ・ KC-130航空機の移駐(米軍再編として日米間で鋭意協議した結果、15機のKC-130が2014(平成26)年8月26日に岩国飛行場へ移駐完了)

《訓練及び運用の方法の調整》

- ・ 県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練(1997(平成9)年以降、本土の5演習場へ移転実施済)
- ・ パラシュート降下訓練(2000(平成12)年7月以降、伊江島補助飛行場において実施済)

北部訓練場の過半の返還

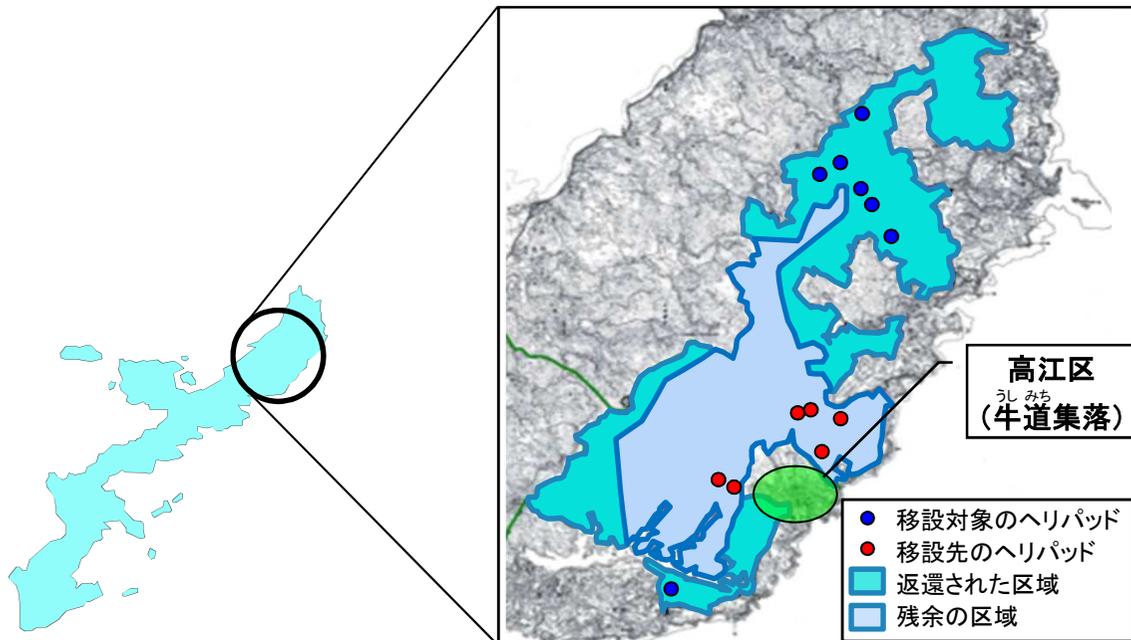
- ◎ 北部訓練場は、面積約7,500ヘクタールを有する沖縄県最大の在日米軍施設・区域
- ◎ 平成8年12月のSACO最終報告において、北部訓練場の過半(約4,000ヘクタール)の返還に合意
- ※ 返還条件:返還区域にあるヘリパッド(7か所)を残余の部分に移設(6か所)



- ◎ **平成28年12月22日**、ヘリパッドを移設し、**北部訓練場の過半、約4,000ヘクタールの返還が実現**



- ◎ **返還後の支障除去措置を実施し、平成29年12月25日に所有者へ引き渡し**



ヘリパッドの移設により、
過半(約4,000ha)の返還を実現
面積: 約7,500ha → 面積: 約3,500ha



沖縄における米軍再編の状況

【嘉手納以南の土地の返還】

- 平成25年4月5日、統合計画公表。
- 嘉手納以南の施設・区域は、①速やかに返還できるもの、②県内で機能移設後に返還できるもの、③海兵隊の国外移転後に返還できるもの、という3区分で返還。

【凡例】

- 嘉手納以南の土地の返還対象 6施設・区域 (1,048ha+α(キャンプ瑞慶覧))
 - 再編実施済
 - 再編実施中
- (面積は、平成25.1.1 現在)

【普天間飛行場の機能の分散】

- 空中給油機の基地機能を岩国に移転(26年8月26日、KC-130×15機が移駐完了)。
- 新田原基地及び築城基地の緊急時の使用。
- 普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、運用上、政治上、財政上及び戦略上の懸念に対処し、普天間飛行場の継続的な使用を回避するための唯一の解決策であることを確認。

陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム
(全面返還 約16ha)

キャンプ桑江(レスター)
(全面返還 約68ha)

一部済
キャンプ瑞慶覧(フォスター)
(部分返還 約153ha+α)

一部済
普天間飛行場
(全面返還 約481ha)

一部済
牧港補給地区(キンザー)
(全面返還 約274ha)

一部済
那覇港湾施設
(全面返還 約56ha)



【共同使用】

- 陸自の訓練のため、キャンプ・ハンセンを使用。(平成20年3月～)
- 空自は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のため、嘉手納飛行場を使用。

【PAC-3の配備】

- 米軍PAC-3部隊が、嘉手納飛行場及び嘉手納弾薬庫地区に配備され、平成18年12月末より運用を開始。

【兵力削減と国外への移転】

- 在沖米海兵隊要員約9,000名のグアム等日本国外への移転。うちグアムへの移転は約4,000名。

普天間飛行場代替施設建設事業の概要

○対象事業の名称 : 普天間飛行場代替施設建設事業

○事業者の名称 : 沖縄防衛局

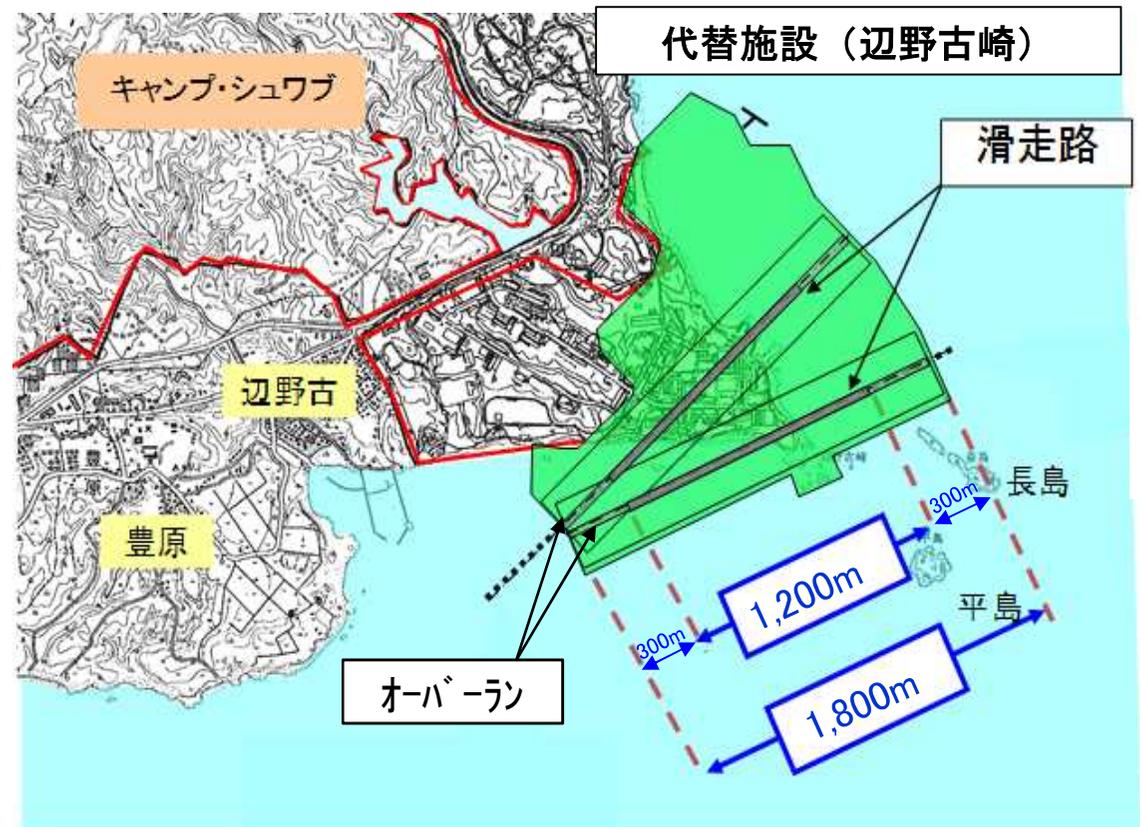
○事業概要

・ 飛行場の設置

滑走路 : 1200m 2本
(オーバーラン両側300mを含み1,800m)
飛行場区域 : 約205ha

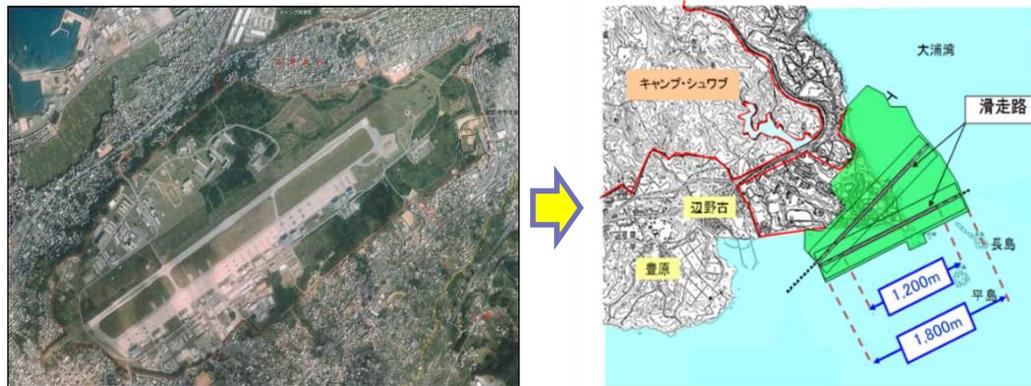
・ 公有水面の埋立

埋立面積 : 約150ha
(埋立土量:約2,020万m³)

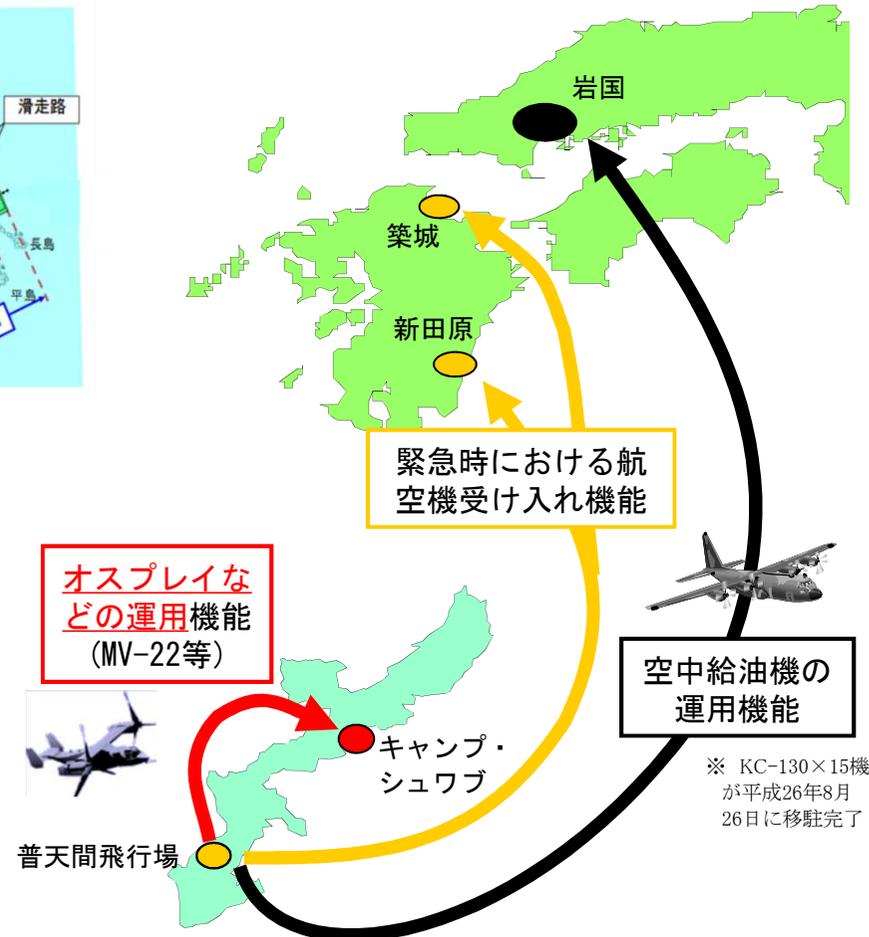


普天間飛行場の移設の概要

- 普天間飛行場の3つの機能・役割のうち、1つ(オスプレイなどの運用機能)だけをキャンプ・シュワブに移転。
- 代替施設は、基地の規模や配備機数など、沖縄の基地負担軽減に資するもの。平成18年5月の「2+2」において、現在のV字案が承認。
- 平成25年12月、仲井眞知事が公有水面埋立承認願書を承認。その後、翁長知事が埋立承認の取消を行ったが、訴訟を経て、平成30年12月から埋立土砂の投入作業に着手。



| 項目 | 普天間飛行場 | | 代替施設 |
|------------|--------------------------|--------|-------------------------------------|
| 面積 | 約476ha | 1/3程度に | 約150ha(埋立面積) |
| 配備航空機 | MV-22、CH-53、UH-1、KC-130等 | ▲15機に | MV-22、CH-53、UH-1等 |
| 滑走路長 | 2,740m | 2/3程度に | 1,800m (滑走路長1,200m、オーバーラン両側300m) |
| 住宅防音が必要な世帯 | 約1万2,000世帯 | ゼロに | 0世帯 |
| その他 | 代替施設から戦闘機を運用する計画は有していない。 | | |



在沖米海兵隊のグアム移転の経緯・概要

以前の計画(2006年(平成18年)5月「再編の実施のための日米ロードマップ」)

- 沖縄の負担軽減を図りつつ、抑止力を維持するため、以下の事項を相互に結びつけて計画。
 - ① 普天間飛行場の移設・返還、② 在沖米海兵隊のグアム移転、③ 嘉手納以南の土地の返還
- 第3海兵機動展開部隊(ⅢMEF)の要員約8,000名(司令部中心)とその家族約9,000名が沖縄からグアムに移転。
- 2009年(平成21年)にグアム協定を締結

- ① 総額: 102.7億ドル(2008年度価格)
- ② 日本側60.9億ドル
 - ・直接的財政支援(真水): 上限28億ドル
 - ・出融資等: 約33億ドル
- ③ 米側: 約41.8億ドル

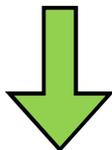


・米国防授權法において、グアム移転に関する資金が凍結(2011年12月)。
 ・① 沖縄の負担軽減の早期実現、② 米軍のリバランス政策、③ 米国議会からのグアム移転経費の削減要求を踏まえ、在日米軍再編見直しを協議。

現在の計画

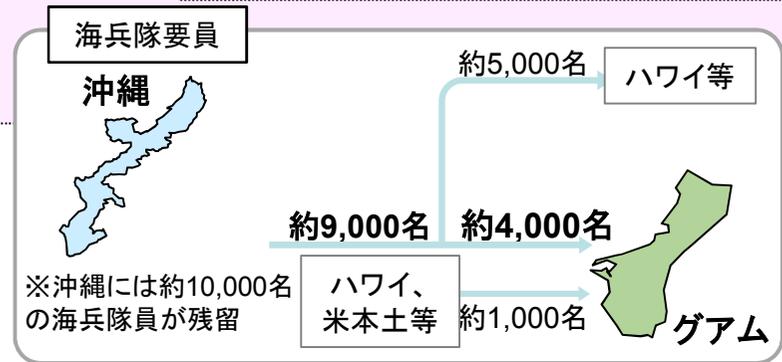
- ① 2012年(平成24年)4月「2+2」共同発表における再編計画の調整
 - 「グアム移転」及び「嘉手納以南の土地の返還」を「普天間飛行場の代替施設に関する進展」から切り離し。
 - 要員約9,000名(司令部+実動部隊)とその家族が沖縄から日本国外に移転。
(うち、約4,000名とその家族がグアムに移転)
 - グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場の整備について協力(自衛隊も共同使用)。
- ② 2013年(平成25年)10月「2+2」共同発表
 - 沖縄からグアムへの移転は、2020年代の前半に開始。
 - 「グアム協定改正議定書」への署名(2014年(平成26年)5月発効)

- ① 総額: 86億ドル(2012年度価格)
- ② 日本側上限28億ドル(2008年度価格)
 - ・直接的財政支援(真水): 上限28億ドル
 - ・出融資等は利用せず
- ③ 米側: 残余及び追加的な費用

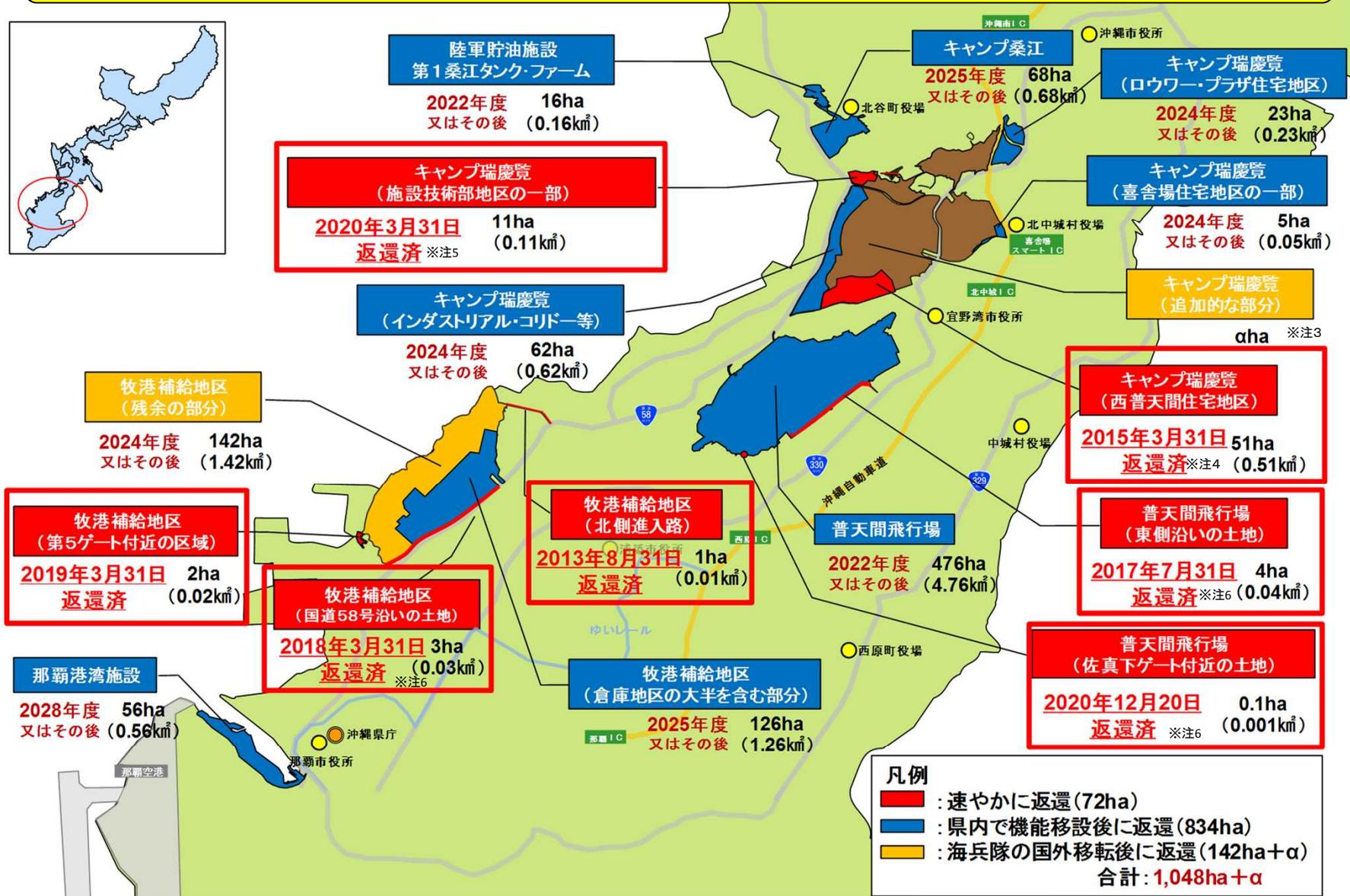
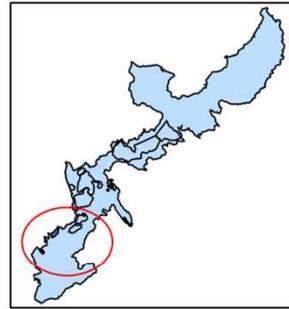


・米国防授權法において、資金凍結が解除(2014年12月)
 ・グアム島に係る補足的環境影響評価完了(2015年8月)
 ・絶滅危惧種法に基づく生物学的見解書発出(2017年7月)

現在、各地区において移転事業を実施。

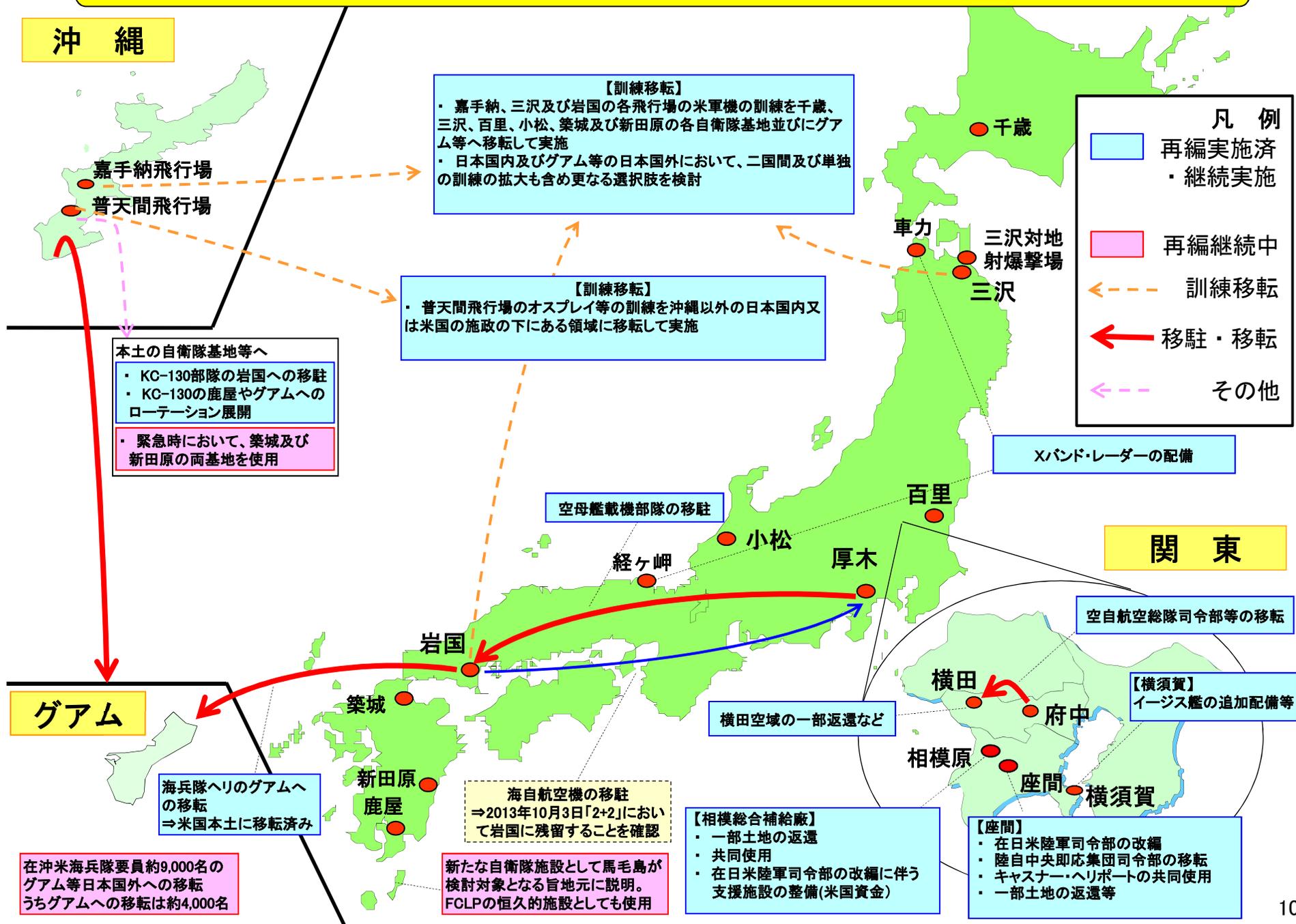


嘉手納飛行場以南の土地の返還(統合計画)



注1: 時期及び年は、最善の見込みである。これらの時期は、国外を含む移転に向けた取組の進展により遅延する可能性がある。
 注2: 各区域の面積は概数を示すものであり、今後行われる測量等の結果に基づき、微修正されることがある。また、計数は単位(ha)未満を四捨五入しているため符合しないことがある。
 注3: 追加的な返還が可能かどうかを確認するため、マスタープランの作成過程において検討される。
 注4: キャンプ瑞慶覧(西普天間住宅地区)の返還面積については、統合計画において52haとしていたが、実測値を踏まえ51haとしている。
 注5: キャンプ瑞慶覧(施設技術部地区の一部)の返還面積については、統合計画において10haとしていたが、平成25年9月のJO返還合意の返還面積を踏まえ11haとしている。
 注6: 普天間飛行場(東側沿いの土地、佐真下ゲート付近の土地)及び牧港補給地区(国道58号沿いの土地)については、別途の日米合意により前倒しで返還されることとされた。
 7: JO(Joint Committee)一日米合同委員会

本土における在日米軍再編の概要



馬毛島の概要

所在地： 鹿児島県西之表市（にしのおもてし）
面積： 7.47km²（公簿上の土地面積）
人口： 居住者なし
標高： 最高約70m
距離： 種子島から約10km
環境： 自然公園等の指定なし



主な経緯

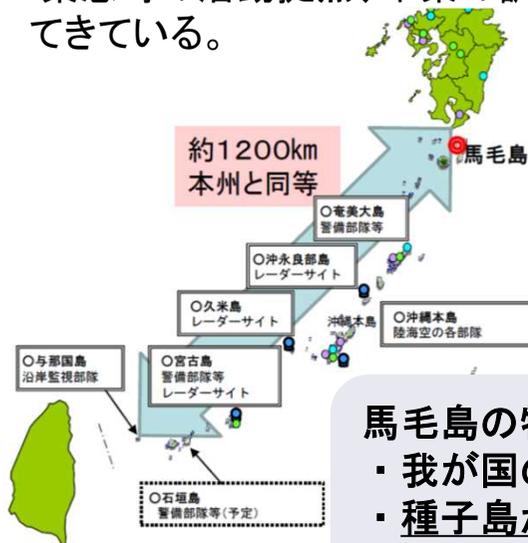
- FCLP(艦載機着陸訓練)は、空母ミッドウェイが横須賀を母港化した昭和48年に三沢、岩国の各飛行場で開始され、昭和57年からは主として厚木飛行場で実施していたが、市街化が進展したため、特に夜間の訓練(NLP)による深刻な騒音問題が発生。
また、米側も厚木飛行場では十分な訓練ができないとして、代替訓練場の確保を要請。暫定措置として平成3年から、硫黄島での訓練の一部を開始。平成5年度以降、本格的な訓練を実施。
- 一方、米側は硫黄島は厚木飛行場から約1,200kmの遠距離に所在し、緊急時の代替飛行場もないことなどから訓練に種々の負担・制約があり、安全面等から早期の代替訓練場の確保を強く要請。
- 平成23年6月「2+2」共同発表「在日米軍の再編の進展」(民主党^{かん}・菅内閣)
 - ・日本政府は、新たな自衛隊の施設のため、馬毛島が検討対象となる旨地元^{かん}に説明することとしている。南西地域における防衛態勢の充実の観点から、同施設は、大規模災害を含む各種事態に対処する際の活動を支援するとともに、通常の訓練等のために使用され、併せて米軍の空母艦載機離発着訓練の恒久的な施設として使用されることになる。
- 平成24年5月、厚木飛行場においてFCLPを実施(3日間、夜間着陸あり)。
- 平成29年9月、厚木飛行場においてFCLPを実施(9月1日(金)から5日(火)までのうち、日曜日を除く4日間の日中)。
- 平成30年3月、空母艦載機部隊が厚木飛行場から岩国飛行場に移駐完了。
- 令和元年11月29日、大半の土地を所有する者と取得について一定の合意(売買額約160億円)。
- 令和2年8月7日 山本防衛副大臣が、鹿児島県及び西之表市に対し、馬毛島における施設の配置案等について説明。7日時点で、馬毛島全体の公簿上の土地面積88%を取得。防衛省が今後確実に取得する土地(※)と合わせると、馬毛島全体の公簿上の土地面積の99%に達する。
(※)権利者を防衛省とした所有権移転請求権の仮登記を完了した土地
- 令和2年10月～12月、馬毛島における自衛隊施設の整備について、住民説明会を実施。
- 令和3年2月、環境影響評価の手続を開始。

馬毛島に自衛隊施設を整備する必要性

- 我が国を取り巻く安全保障環境は格段に早いスピードで厳しさと不確実性を増している。
- 我が国の周辺には、質・量に優れた軍事力を有する国家が集中し、軍事活動の活発化の傾向が顕著。

我が国島嶼部に対する攻撃への対処等のため南西地域に自衛隊の活動拠点を整備

- ・ 南西諸島は南北に長大だが、自衛隊の施設は限られており、自衛隊配備の「空白地域」になっている。
- ・ 緊急時の活動拠点、平素の訓練拠点が必要となってきた。



馬毛島の特性

- ・ 我が国の南西地域に所在し、岩国に比較的近い。
- ・ 種子島から約10キロ離れており、現在、居住者はいない。
- ・ 平坦な地形であり、滑走路等の施設建設が比較的容易。

自衛隊馬毛島基地(仮称)ができれば、我が国の平和と安全に非常に大きな意義がある。大規模災害発生時には、この地域における救援活動が、よりの確に行えるようになる。

アジア太平洋地域における米空母の活動を確保し、日米同盟の抑止力・対処力を維持・強化

- ・ 米空母がアジア太平洋地域で恒常的に活動するためには、FCLP施設が我が国に必要。
- ・ 硫黄島は配備地(岩国)から遠く安全性が問題となっている。



FCLPとは

- FCLP (Field-Carrier Landing Practice: 空母艦載機着陸訓練) とは、**空母出港前に必要な訓練**であり、空母艦載機が空母に安全に着艦できるようにパイロットの練度を維持するため、飛行場の滑走路の一部を空母に見立てて実施する着陸訓練。
- FCLPのうち、夜間に実施される訓練をNLP (Night Landing Practice: 夜間着陸訓練) という。
- 訓練期間: **年間概ね1~2回** (現在、硫黄島で実施している訓練は**1回当たり10日間程度**で、訓練は日中から深夜にまで及ぶ。なお、**事前の準備や訓練を含めても1回の訓練期間は、概ね30日程度**)

